

ご遺族のための おくやみハンドブック

～死亡届に伴う主な手続きのご案内～



手続きで必要となる持ち物を
必ずご確認ください。

ワンストップ窓口【おくやみコーナー】

☎0567-24-1112（市民課直通）

（予約受付時間：平日 午前8時30分～午後5時）

※事前予約制です。

※手続きによっては、担当の窓口にご案内する場合があります。

※おくやみコーナーを利用しなくても、各担当課での手続きも可能です（予約不要）。



ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、

さまざまな申請や届出が生じてくるかと存じます。

津島市では、それらのうち、主に市へ申請・届出いただく分を、少しでも

分かりやすく簡単に済ませていただけるよう、ワンストップ窓口『おくやみコー

ナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

【目次】

- よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- おくやみコーナーについて・・・・・・・・・・ P 2
- 各種手続きに必要な持ち物・・・・・・・・・・ P 3
- 市役所での主な手続き・・・・・・・・・・ P 5
- 市役所以外で行う主な手続き・・・・・・・・・・ P 1 1
- 委任状に関するご案内・・・・・・・・・・ P 1 2
- 津島市役所庁舎案内図・・・・・・・・・・ P 1 5

【死亡に関する手続きについてよくある質問】

Q： 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A： 多くの方の場合は、お手続きが必要となります。

《主なもの》

健康保険 国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。（社会保険に加入していた方は別途手続きが必要です。）

介護保険 65歳以上の方は、手続きが必要です。
介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。
40歳から64歳の方で、要介護認定を受けていた方も手続きが必要です。

年金関係 年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。
年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。
18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。
※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税金関係 課税状況等によって、お手続きが必要な場合があります。

その他 不明な点はお問い合わせください。

Q： 国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか？

A： 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。厚生年金がある方は、年金事務所での手続きとなります。
ただし、市役所で取得する証明書（戸籍・住民票（除票）等）が必要になります。
必要となる書類や戸籍の郵送での取得方法は、市役所でもご案内しています。

Q： 亡くなった方の保険証など見つからないものがありますが手続きできますか？

A： 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内します。
お持ちいただくものについては、P3～をご覧ください。

Q： 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A： 原則として死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に交付できます。
届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。
ご遠方などで、窓口での取得が難しい場合は、おくやみコーナーにご相談ください。



【おくやみコーナーについて】

死亡届を提出した後に必要な各種手続きを、一つの窓口で受付するワンストップ窓口をご用意しております。ご利用は事前予約制のため、下記のダイヤルにて予約が必要です。

- | | |
|---------|---|
| ○利用できる方 | 津島市に住民登録があった方のご遺族 |
| ○予約受付時間 | 午前8時30分～午後5時（平日のみ） |
| ○予約可能日 | 利用日の2週間前から4開庁日前まで |
| ○開設日 | 市役所開庁日（平日のみ） |
| ○利用時間 | ①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～
④午後3時～ |
| ○開設場所 | 本庁舎（津島市立込町2丁目21番地）1階
おくやみコーナー（相談室3） |
| ○必要なもの | 本冊子「おくやみハンドブック」
その他（「おくやみハンドブック」P3～参照） |

※注意点

- 予約時間までに市民課窓口にご来庁ください。
- 津島市以外の市町村へ死亡届を提出された場合は、住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。市役所の各種手続きやおくやみコーナーの利用予約は、その後となりますのでご了承ください。
- 手続きの内容によっては、一度のご利用ですべて終わらないこともあります。

【予約受付ダイヤル】

☎0567-24-1112（市民課直通）

予約受付時間：午前8時30分～午後5時（平日のみ）

【各種手続きに必要な持ち物】

おくやみコーナーにお越しの際には、下記の内、該当するものをお持ちください。

ご遺族のもの

□認印（相続人代表 及び 喪主）

□お越しいただく方の本人確認書類

- ・写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
- ・写真付きのものがない場合は下から2点
被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

□預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）

□未支給年金を請求される方のマイナンバーカード

または通知カード

※未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金のこと。

※未支給年金を請求できるご遺族と優先順位は、以下のとおりです。

亡くなった方と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族。

□新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印

※亡くなった方名義の預貯金通帳から市税等を口座引き落としされていて、新たに引落口座を設定する場合には、新たな引落口座の預貯金通帳、銀行印、キャッシュカード（必要な場合もあるため）が必要です。対応できない金融機関もありますので、必要な場合には事前にお問い合わせください。）

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合がございます。P13、14の委任状をご記入のうえ、切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく、遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

亡くなった方のもの

(以下のものが見つからない場合、紛失した場合はご相談ください。)

- 年金証書
- 印鑑登録証（作成されている場合のみ）
- マイナンバーカードまたは通知カード
- 国民健康保険被保険者証または後期高齢者被保険者証
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証

※加入者が死亡し、葬儀を行った場合は葬祭費が請求できます。
喪主が確認できるものが必要です。（会葬礼状・葬儀の領収書等）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、受給者証（障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援）
- 子ども医療費受給者証、障害者医療費受給者証、母子・父子家庭医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証
- その他、市役所から交付された証書類でご不明な点があるもの



《見本:マイナンバーカード》



《見本:通知カード》



《見本:印鑑登録証》

【市役所での主な手続き】

亡くなった方に関する手続き（年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
年金	国民年金 厚生年金を 受給している方	死亡届	※ 状況に応じてご案内しますので、まずは、 右記の窓口でご相談ください。	保険年金課（1階） 医療・年金グループ 電話 0567-24-1114
	国民年金を 受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	※ 状況に応じてご案内しますので、まずは、 右記の窓口でご相談ください。	
	国民年金に 加入している方	遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	※ 状況に応じてご案内しますので、まずは、 右記の窓口でご相談ください。	
	厚生年金を 受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※ 状況に応じてご案内しますので、まずは、右記または市役 所の保険年金課医療・年金グループの窓口でご相談くださ い。 ※ 年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。 ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来訪して いただきますようお願いいたします。	中村年金事務所 電話 052-453-7200 （音声ガイダンスでのご案内）
	共済年金を 受給している方	各共済組合へお問い合わせください。		
	農業者年金を 受給している方	最寄りのJAへお問い合わせください。		
	企業年金を 受給している方	各企業年金基金等または企業年金連合会（年金相談室）へお問い合わせください。		
	議員年金・議員遺 族年金を受給して いる方	元議員の方が所属していた議会の事務局へお問い合わせください。		
	恩給を 受給している方	総務省恩給相談窓口へお問い合わせください。		総務省恩給相談窓口 電話 03-5273-1400

【MEMO】

亡くなった方に関する手続き（健康保険、介護保険、老人福祉サービス）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
保 険	国民健康保険に加入している方	資格喪失届 保険証及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の被保険者証 亡くなった方の高齢受給者証や各種認定証 世帯主の金融機関の口座がわかるもの 世帯主のマイナンバーが確認できるもの 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の領収書等） 葬祭執行者（喪主）名義の口座番号がわかるもの 	保険年金課（1階） 国民健康保険グループ 電話 0567-24-1113
	国民健康保険に加入している方の世帯主の方	世帯主の変更届	<ul style="list-style-type: none"> その世帯の加入者の被保険者証 その世帯の加入者の高齢受給者証や各種認定証 相続人の金融機関の口座がわかるもの その世帯の加入者及び新しい世帯主のマイナンバーが確認できるもの 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） 	
	後期高齢者医療保険に加入している方	資格喪失届 保険証及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の被保険者証 亡くなった方の各種認定証 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の領収書等） 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） 葬祭執行者（喪主）名義の口座番号がわかるもの <p>※ 喪主と口座名義人が異なる場合は、喪主の印鑑（認印）も必要です。</p>	保険年金課（1階） 医療・年金グループ 電話 0567-24-1114
介 護	65歳以上の方または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還 介護保険資格喪失届 介護保険料の精算 介護保険申請取下書の提出（該当の方） 高額介護サービス費等の振込先口座の変更（該当の方）	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の介護保険被保険者証 亡くなった方の介護保険負担割合証（該当の方） 亡くなった方の負担限度額認定証（該当の方） 相続人代表となる方の振込先口座のわかるもの 	高齢介護課（1階） 介護保険グループ 電話 0567-24-1117
老 人 福 祉 サ ー ビ ス	緊急通報システムの貸与がある方	緊急通報システムの辞退の届出（撤去・返還）	※ 利用料をお支払いいただいていた方については、相続人代表となる方の印鑑と振込先口座番号が必要となります。	
	高齢者配食サービスを受けている方	配食サービスの利用解除	<ul style="list-style-type: none"> 右記に利用解除の連絡をしてください。 	高齢介護課（1階） 長寿福祉グループ 電話 0567-24-1118
	高齢者ふれあい収集をご利用の方	ふれあい収集の利用解除	<ul style="list-style-type: none"> 右記に利用解除の連絡をしてください。 	

『相続人代表』… 法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。

亡くなった方に関する手続き（税金関係）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
税	市・県民税が課税されている方	市・県民税に関する相続人代表者届出書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表となる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）（手続きの説明までとなる場合があります。） 	税務課（2階） 市民税グループ 電話 0567-55-9263
	原動機付自転車等（津島市ナンバー）の車両を所有している方	名義変更または廃車	<ul style="list-style-type: none"> 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） 相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。 ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に津島市ナンバーを変更したいとき） ※ 毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	
	固定資産をお持ちの方	納付書の送付先変更 相続人代表者・現所有者の届出	<ul style="list-style-type: none"> 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） 代表者となる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等） 	税務課（2階） 固定資産税グループ 電話 0567-55-9264
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有権の移転を希望される方は、「未登記家屋所有者変更願」にて申請していただきます。 添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。内容を確認後、原本は返却します。（印鑑証明書については、原本の提出が必要です。） 	
	納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	今後の納税に関する手続き・納付について （口座振替の変更または廃止等）	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の納税通知書や領収書 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） □口座振替の手続きをされる方	収納課（2階） 管理グループ 電話 0567-55-9276

【MEMO】

亡くなった方に関する手続き（福祉に関する各種返還、請求）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
障がい	愛知県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障がい者の保護者の方が亡くなったとき 年金給付請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった加入者（保護者）が除かれた住民票の写し 年金受給権者（障がい者）の住民票の写し 年金受給権者（障がい者）の印鑑（認印） 年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの 医師が発行する死亡診断書（原本または原本証明されたもの） 加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式） 	福祉課（1階） 福祉グループ 電話 0567-24-1115
		心身障がい者の方が亡くなったとき 弔慰金請求	<ul style="list-style-type: none"> 加入者（保護者）の住民票の写し 亡くなった障がい者の除かれた住民票の写し 加入者（保護者）の印鑑（認印） 加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの 	
		扶養共済年金受給者が亡くなったとき 死亡（重度障害）届	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県心身障害者扶養共済年金証書 年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票の写し 	
	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	亡くなった方の手帳	
	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	受給者証返納届	亡くなった方の自立支援医療受給者証（精神通院）	
	更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちの方	受給者証返還	亡くなった方の自立支援医療受給者証（更生医療）または自立支援医療受給者証（育成医療）	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者手当、津島市心身障害者手当を受給している方	資格喪失届	ご家族の振込先口座がわかるもの	
	受給者証（障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援）をお持ちの方	受給者証返還	亡くなった方の受給者証	
	津島市福祉タクシー料金助成利用券をお持ちの方	津島市福祉タクシー料金助成利用券返還	亡くなった方の津島市福祉タクシー料金助成利用券	
	障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届	亡くなった方の医療費受給者証	
有料道路障害者割引を受けている方（ETC利用者のみ）	障害者割引の登録削除依頼	担当課へ直接お問い合わせください。	福祉課（1階） 福祉グループ 電話 0567-24-1115	

亡くなった方に関する手続き（児童手当、子ども医療費助成等）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
子ども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅 または 額改定（減額）	個別の状況に応じてご案内します。	子育て支援課（2階） 子育て支援グループ 電話 0567-24-1121
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失 または 額改定（減額）	個別の状況に応じてご案内します。	
	特別児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失 または 額改定（減額）	・ 資格喪失の場合は特別児童扶養手当証書	
	児童手当を受給している保護者の方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	個別の状況に応じてご案内します。	
	児童扶養手当を受給している保護者の方	死亡届兼 未支払手当請求 新規認定請求	個別の状況に応じてご案内します。	
	特別児童扶養手当を受給している保護者の方	喪失届兼 未支払手当請求 新規認定請求	個別の状況に応じてご案内します。	
	保育所・認定こども園・幼稚園在園児の保護者の方	保護者変更	個別の状況に応じてご案内します。	子育て支援課（2階） 児童保育グループ 電話 0567-24-1120 または在園中の保育所・認定こども園・幼稚園
	保育所・認定こども園・幼稚園在園児の方	支給認定喪失	個別の状況に応じてご案内します。	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届	・ 亡くなった方の子ども医療費受給者証	保険年金課（1階） 医療・年金グループ 電話 0567-24-1114
	母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届	・ 亡くなった方の母子・父子家庭医療費受給者証	
就学援助申請の児童の方	就学援助変更申請	個別の状況に応じてご案内します。	学校教育課（2階） 教育委員会事務局 電話 0567-55-9417	
就学援助申請者の保護者の方	就学援助変更申請	個別の状況に応じてご案内します。		

亡くなった方に関する手続き（市営住宅、上下水道）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
市営住宅・改良住宅	契約者が亡くなり、引き続き住宅に入居する親族	契約の承継	承継する際には条件がございます。個別の状況に応じてご案内します。	都市計画課（4階） 住宅管理グループ 電話 0567-55-9624
	契約者本人が亡くなり、住宅を返還する方	住宅の返還	現状復帰（残置物の片付け、畳・襖の交換等）が必要となります。個別の状況に応じてご案内します。	
	住宅に入居の同居親族が亡くなった方	同居人変更	市営住宅は、家賃が変更となる場合がございます。個別の状況に応じてご案内します。	
上下水道	水道を使用している方	水道使用中止届 使用者変更届 給水装置所有権移転届	個別の状況に応じてご案内します。	水道お客様センター（4階） 電話 0567-55-9738 ※中止の届出をしていない場合、水道を使用していなくても基本料金が発生しますのでご注意ください。

その他、死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
犬	犬を所有している方	所有者の変更	所有者変更手続きが必要です。個別の状況に応じてご案内します。	生活環境課（2階） 環境保全グループ 電話 0567-55-9368
墓	市営墓地を使用している方	使用者の変更	使用者変更手続きが必要です。個別の状況に応じてご案内します。	生活環境課（2階） 環境保全グループ 電話 0567-55-9368
農地	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	相続された内容の分かる書類 （遺産分割協議書の写しもしくは土地全部事項証明書）	産業振興課（4階） 農業委員会事務局 電話 0567-55-9653
旅券	パスポートを所有している方	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	市民課（1階） 市民戸籍グループ 電話 0567-24-1112

【市役所以外で行う主な手続き】

区分	主な手続き	問い合わせ先
その他市役所以外で行う手続き	運転免許証の返納	津島警察署（仮庁舎） （愛西市諏訪町池理500-1） 電話 0567-24-0110
	在留カードの返納	名古屋出入国在留管理局 電話 052-559-2150
	相続放棄	名古屋家庭裁判所 電話 052-223-3411
	遺言書の検認・開封	
	預貯金口座の解約、払い戻し等	各金融機関等
	生命保険等の保険金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
	火災保険、自動車保険の名義変更等	加入していた損害保険会社または代理店
	株式等の名義変更等	各証券会社等
	県営住宅の届出	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在 電話 0567-24-7330
	普通自動車、二輪（125cc以上）の名義変更等	中部運輸局愛知運輸支局 電話 050-5540-2046
	軽自動車（三輪・四輪）の名義変更等	軽自動車検査協会愛知主管事務所 電話 050-3816-1770
	公共料金等の名義変更・解約等	NHK、電力会社、ガス会社、 固定電話・携帯電話会社、新聞店等
	相続税・所得税の申告等	津島税務署 （津島市良王町2-31-1） 電話 0567-26-2161
	土地、家屋等の名義変更	名古屋法務局津島支局 （津島市西柳原町3-10） 電話 0567-26-2423
手続きに要する証明書について	<p>○手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。</p> <p>○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。</p> <p>○戸籍、住民票、印鑑証明書等：本庁市民課、神守支所、神島田連絡所、市民サービスコーナー（印鑑証明書の交付には『印鑑登録カード』の提示が必要です。）</p> <p>○所得課税（非課税）証明書：本庁税務課、神守支所</p> <p>○証明書の発行には所定の手数料がかかります。</p>	

◆◆◆ 委任状に関するご案内 ◆◆◆

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次ページの委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

【掲載している委任状の様式】

○市民課手続用（P 1 3）

○税務関係手続用（P 1 4）

※委任状は任意の様式でも有効です。

（税に関する手続きについては押印が必要です。）

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。

年金事務所用の委任状は、市役所保険年金課（1階）

または年金機構のホームページで配布しています。

【お問い合わせ】

○戸籍（除籍）謄本・住民票について

市 民 課 0567-24-1112（直通）

○税に関する証明書について

税 務 課 0567-55-9263（直通）

○年金手続きについて

保 険 年 金 課 0567-24-1114（直通）

中村年金事務所 052-453-7200

委任状

(委任者) 住所

氏名

私は下記の者を代理人とし、次のことを委任します。

記

住所の異動手続き

住民票の取得 通

(世帯全員 本籍必要 続柄必要)

(住民票コード 個人番号) … 使いみち

*世帯全員、本籍、続柄、住民票コード、個人番号 記載の住民票が必要な場合、委任者の
免許証や保険証など公的機関が発行した本人確認書類（コピーでも可）も併せて必要です。

戸（除）籍等の取得 通

身分証明書 通

独身証明書 通

印鑑登録の申請

その他（ ）

令和 年 月 日

(代理人) 住所

氏名

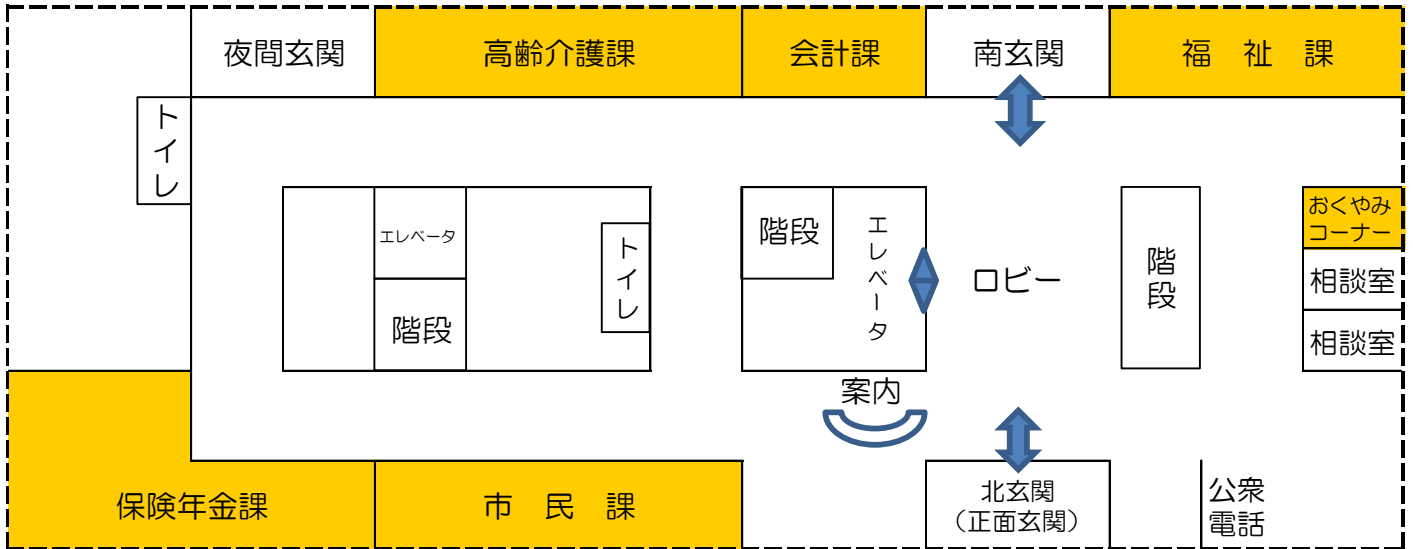
【注意事項】

*必ず委任者本人が署名してください。

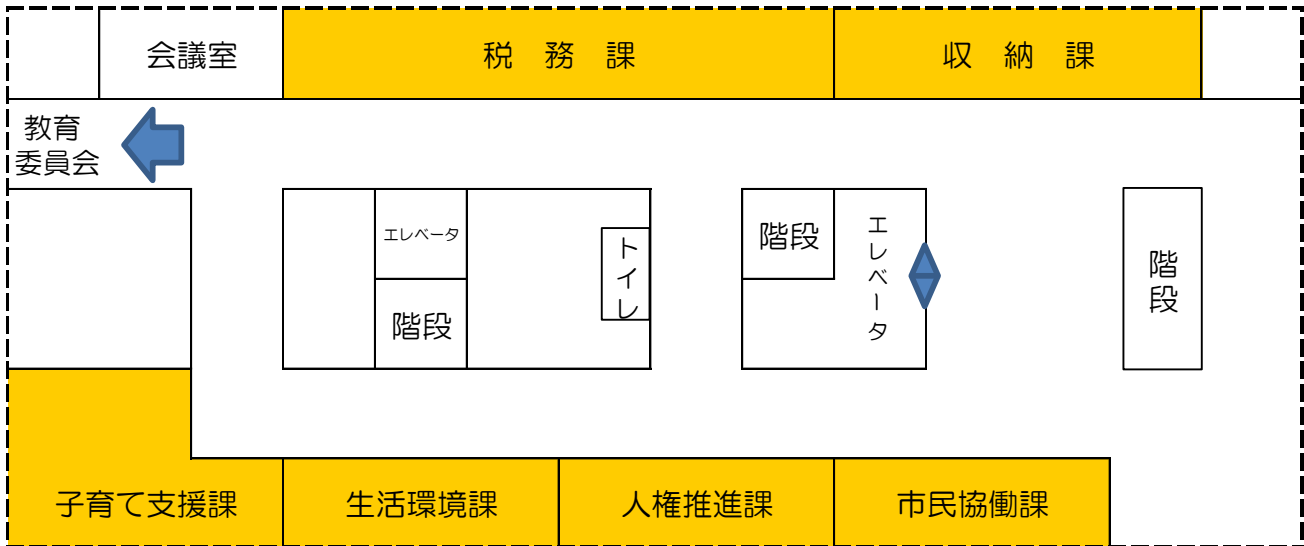
*印鑑登録の代理申請の場合、委任状のほかに登録印鑑も必要です。印鑑登録証及び証明書は即日交付されません。

*住民票コード、個人番号記載の住民票は、委任者の自宅宛に郵送となります。

..... 【市役所1階各課案内図】



..... 【市役所2階各課案内図】



..... 【市役所4階各課案内図】

